

総務大臣

高市 早苗 様

要望・提言書

全国知事会

平成 27 年度地方財政対策・税制改正等について

総務省におかれては、平成27年度の地方財政対策及び税制改正大綱の取りまとめに向けて、全国知事会の意見も踏まえ、精力的に取り組まれていることに敬意を表します。

つきましては、以下の項目について、特にご配慮いただきますようお願いいたします。

1 平成 27 年度地方財政対策について

(1) 地方一般財源総額の確保

近年の地方歳出は、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増を給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補ってきており、従来のような地方歳出の削減は極めて困難な状況にあることを踏まえ、社会保障関係費の自然増はもとより、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせるためにも、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保していただきたい。

(2) 歳出特別枠の実質的な堅持

歳出特別枠については、これまで地域経済活性化・雇用対策等の財源確保に果たしてきた役割を踏まえ、引き続き堅持すべきであり、仮に見直すとしても、これらの経費を通常の歳出に計上するなど実質的に堅持していただきたい。

(3) 地方創生の取組みに要する歳出の地方財政計画への計上

地方創生・人口減少対策について、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実していただきたい。

2 消費税・地方消費税率の引上げ等について

(1) 社会保障と税の一体改革

国・地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成29年4月において消費税・地方消費税率の10%への引上げを確実に行うことが必要であり、今後、国と地方が連携・協力して、経済状況を好転させることができるように、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組んでいただきたい。

なお、消費税率・地方消費税率引上げを延期するにあたり、地方団体が社会保障関係費の自然増及び社会保障の充実に適切に対応できるよう必要な財源を確保し、子ども・子育て支援新制度の着実な開始や介護保険制度の充実など、財源に不安を抱えている事業においても、地方の現場を混乱させず住民サービスを確実に提供できるようにしていただきたい。

(2) 消費税の軽減税率

消費税の軽減税率については、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、また、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたることなどから、時期も含めその導入については慎重に検討していただくとともに、実際に導入する際には代替財源を確保する方策を同時に講じていただきたい。

3 法人実効税率の引下げについて

法人実効税率の引下げにあたっては、大法人に対する外形標準課税の段階的な拡充のほか、欠損金の繰越控除の縮小、企業の受取配当への課税強化などによる代替税財源の確保が検討されていると承知していますが、今後、数年間で法人実効税率を20%台に引き下げられる場合には、地方の財政運営に支障が生じないように、必要な税財源を確保すべきであり、恒久減税には恒久財源を確保していただきたい。

4 車体課税の見直しについて

平成26年度与党税制改正大綱においては、自動車取得税について「消費税10%への引上げ時に廃止する」一方で「そのための法制上の措置は、消費税10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる」、「自動車税については、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、その取得時の課税として実施する」などとされ、地方財政への影響を及ぼさないとの方針が示されています。

現在、自動車業界からは、消費税率引上げ時の駆け込み需要の反動減等による自動車販売台数の低迷などから、平成27年度における自動車取得税の1%引下げや自動車税の税率引下げなどの要望があると承知していますが、自動車関係税制の抜本的な見直しについては、都道府県はもとより市町村への影響が大きいこと、国土強靱化対策など道路の需要は依然として大きいことなどを踏まえると、平成27年度においてこのような見直しはすべきではない。

なお、期限を延長する方向で検討が進められている自動車取得税などのエコカー減税については、「2020年度燃費基準」に切り替え、対象を絞り込んだ

うえで、延長することとしていただきたい。

5 ゴルフ場利用税の堅持について

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な税源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持していただきたい。

6 地方創生・人口減少対策の推進

(1) 地方創生・人口減少のための財源確保

地方創生・人口減少対策については、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、目標管理するなど地方が責任を持って地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金の創設を求めてきたところですが、このたびの国経済対策において「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型）」により、一定程度の措置がなされたところです。

地域消費喚起・生活支援型については、地方が地域の実情に応じた効果的な施策を迅速に実施できるよう、交付対象も含め弾力的な運用を認めていただきたい。

また、地方創生先行型については、「地方版総合戦略」の策定や施策の検討状況等に応じて柔軟に活用できる地方にとって使い勝手のよい仕組みとするとともに、地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で早期に設けていただきたい。

(2) 地方創生に資する新たな税制措置について

東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する国税・地方税の軽減制度の創設が検討されていると承知していますが、新制度の創設にあたっては、企業の地方移転がより促進されるよう、研究開発拠点の強化・拡充なども幅広く軽減措置の対象とする、手続きをできる限り簡素化するなど、使いやすい制度としていただきたい。

平成26年12月27日

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

富山県知事 石井 隆一